

在留邦人の皆様へ

平成30年6月6日
在スリランカ日本国大使館

在外選挙（出国時登録申請について）【新たに海外で生活を始める方が対象です】

1. 従来、在外選挙人名簿登録申請は、在外公館（大使館、総領事館等）の領事窓口に向いて手続を行う方法に限られていましたが、2018年6月1日以降、新たに海外に転出される方で、最終住所地の市区町村の選挙管理委員会の選挙人名簿に登録されている方が、当該市区町村から直接国外に転出する場合には、国外転出時に、当該市区町村の選挙管理委員会に対して直接申請（出国時申請）を行うことができるようになりました。

詳しくはこちら（<http://www.soumu.go.jp/senkryo/netsenkryo.html>）をご参照ください。

※ 市区町村に転出届を提出して既に住所を海外に移した方は、出国時申請を御利用いただくことはできません。

※ 申請できる期間は、転出届を提出した日から転出届に記載された転出予定日までの間です。また、これまで通り、出国後に在外公館で申請することも可能です。

2. これにより（出国時申請が可能となったことにより）、次のような利便性の向上が期待されます。

- ・国内において転出の際に申請が可能となるため、申請のために在外公館への出頭が不要。
- ・登録先の市区町村選管に直接申請することとなるため、在外公館での申請と比べ、申請から在外選挙人証交付までの期間が短縮される。
- ・現行の登録申請において要件としている「3か月居住要件」（居住先を管轄する在外公館の管轄区域内に継続して3か月以上居住していること）が課されない。

詳しくは、お住まいの市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

また、今後、新たに海外での生活を始める方がお近くにいらっしゃいましたら、是非「出国時申請」をご紹介ください。